

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・戸籍法</p> <p>第1条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。</p> <p>(略)</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住民基本台帳法 (市町村長等の責務) 第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (住民基本台帳の備付け) 第5条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。 (転入届) 第22条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。)をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)を市町村長に届け出なければならない。 (転居届) 第23条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。 (転出届) 第24条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。 (世帯変更届) 第25条 第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者(政令で定める者を除く。)は、その変更があつた日から14日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住民基本台帳法</p> <p>第12条 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者(当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次条第一項において同じ。)は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>・戸籍法</p> <p>第10条 戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。))を含む。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求をすることができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住民基本台帳法</p> <p>第11条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。</p> <p>第11条の2 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。</p> <p>1 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施</p> <p>2 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施</p> <p>3 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>第17条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。</p> <p>附則 第6条3項 市町村長は、通知カード所持者(第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧番号利用法第七条第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による通知カードの返納をした者を除く。)に対しその者に係る個人番号カード(新番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)を交付するときは、新番号利用法第十七条第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。</p> <p>・ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</p> <p>第3条4項 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。</p> <p>第22条4項 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住民基本台帳法</p> <p>第12条の4第4項 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。</p> <p>第24条の2 個人番号カードの交付を受けている者が転出届(前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の転入届(当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 個人番号カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。)であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届(当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>5 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。</p> <p>6 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、第三項に規定する事項を転入地市町村長に通知しなければならない。</p> <p>7 第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、それぞれ行うものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市印鑑条例</p> <p>(登録申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、市長に登録の申請をしなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 市長は、印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明の制限)</p> <p>第17条 市長は、第十五条の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付をすることができない。</p> <p>(1) 印鑑登録証の提示がないとき。</p> <p>(2) 印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損しているため、登録番号の判読等が困難であるとき。</p> <p>(3) 印鑑の提示を求めたにもかかわらず、これに応じないとき。</p> <p>(4) 他の文書に押印されたものの証明を求められたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第18条 市長は、印鑑登録証明書の交付に当たっては、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学式画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、電子計算機の出力装置から出力したものを含む。)について証明するほか、第六条第三号から第六号までに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(代理人による申請等)</p> <p>第19条 代理人が、第三条の規定による申請、第七条の規定による受領、第九条の規定による申請、第十条の規定による届出又は第十二条の規定による申請を行うときは、登録申請者又は印鑑登録者が署名をした委任の旨を証する書面並びに代理人が本人であることを証する書類を提出しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>								
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住民基本台帳法 (外国人住民に係る住民票の記載事項の特例) 第30条の45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この章において「入管法」という。)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となった年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。</p> <table border="1" data-bbox="319 712 1528 1205"> <tr> <td data-bbox="319 712 922 824"> <p>中長期在留者(入管法第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下の表において同じ。)</p> </td> <td data-bbox="922 712 1528 824"> <p>一 中長期在留者である旨 二 入管法第19条の3に規定する在留カード(総務省令で定める場合にあっては、総務省令で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 824 922 947"> <p>特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。以下この章において「入管特例法」という。)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)</p> </td> <td data-bbox="922 824 1528 947"> <p>一 特別永住者である旨 二 入管特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 947 922 1037"> <p>一時庇護許可者(入管法第18条の2第1項の許可を受けた者をいう。以下の表及び次条において同じ。)又は仮滞在許可者(入管法第61条の2の4第1項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。)</p> </td> <td data-bbox="922 947 1528 1037"> <p>一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第18条の2第4項に規定する上陸期間又は入管法第61条の2の4第2項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1037 922 1205"> <p>出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第22条の2第1項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)</p> </td> <td data-bbox="922 1037 1528 1205"> <p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p> </td> </tr> </table> <p>・出入国管理及び難民認定法 (新規上陸後の住居地届出) 第19条の7 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。)の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。 (住居地の届出) 第10条 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から14日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。</p>	<p>中長期在留者(入管法第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下の表において同じ。)</p>	<p>一 中長期在留者である旨 二 入管法第19条の3に規定する在留カード(総務省令で定める場合にあっては、総務省令で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p>	<p>特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。以下この章において「入管特例法」という。)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>一 特別永住者である旨 二 入管特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p>	<p>一時庇護許可者(入管法第18条の2第1項の許可を受けた者をいう。以下の表及び次条において同じ。)又は仮滞在許可者(入管法第61条の2の4第1項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第18条の2第4項に規定する上陸期間又は入管法第61条の2の4第2項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>	<p>出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第22条の2第1項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)</p>	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p>
<p>中長期在留者(入管法第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下の表において同じ。)</p>	<p>一 中長期在留者である旨 二 入管法第19条の3に規定する在留カード(総務省令で定める場合にあっては、総務省令で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p>								
<p>特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。以下この章において「入管特例法」という。)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>一 特別永住者である旨 二 入管特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p>								
<p>一時庇護許可者(入管法第18条の2第1項の許可を受けた者をいう。以下の表及び次条において同じ。)又は仮滞在許可者(入管法第61条の2の4第1項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第18条の2第4項に規定する上陸期間又は入管法第61条の2の4第2項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>								
<p>出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第22条の2第1項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)</p>	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p>								

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住居表示に関する法律</p> <p>第8条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。</p> <p>2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。</p> <p>第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市住居表示に関する条例</p> <p>第3条 住居表示を必要とする建物、その他の工作物(以下「建築物等」という。)を新築し、移転しもしくは当該建築物等が滅失し、または建築物等の主要な出入口もしくはそれへの通路を新設もしくは変更した場合は、当該建築物等の所有者、管理者または占有者(以下「所有者等」という。)は、ただちに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第4条 建築物等の所有者等は、次の各号に定めるところにより当該建築物等の住居番号を、通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。</p> <p>(1) 建築物等の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近</p> <p>(2) 建築物等の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路に接する附近</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合のほか、主要な出入口附近で通行人から見やすい場所</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住民基本台帳法</p> <p>第8条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。</p> <p>第34条 市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。</p> <p>3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。</p> <p>4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>・住民基本台帳法施行令</p> <p>第12条 市町村長は、法第四章又は第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・人口動態調査令</p> <p>第3条 市町村長は、戸籍法による届書又は昭和21年厚生省令第42号による届書その他の関係書類に基づいて、厚生労働大臣の定めるところにより、人口動態調査票を作成しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>・戸籍法</p> <p>第1条 戸籍に関する事務は、この法律に別段の定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。</p> <p>2 前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第二条第九項第一号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>(略)</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・墓地、埋葬等に関する法律</p> <p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p> <p>第8条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>・墓地、埋葬等に関する法律施行規則</p> <p>第1条 墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名） 2 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別） 3 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数） 4 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症、同条第8項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別） 5 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） 6 死亡場所（死産の場合は、分べん場所） 7 埋葬又は火葬場所 8 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 <p>(略)</p> <p>・死産の届出に関する規程</p> <p>第4条 死産の届出は、医師又は助産師の死産証書又は死胎検案書を添えて、死産後7日以内に届出人の所在地又は死産があつた場所の市町村長に届け出なければならない。</p> <p>(略)</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・住民基本台帳法 (戸籍の附票の記載事項の特例等)</p> <p>第17条の2 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者、同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転(同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。)がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律第37条第一項の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載しなければならない。</p> <p>2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。</p> <p>・公職選挙法 (在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)</p> <p>第30条の13 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの(以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。)について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。</p> <p>2 第二十九条の規定は、在外選挙人名簿の被登録資格及び在外選挙人名簿の被登録移転資格の確認に関する通報並びに在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・戸籍法</p> <p>第10条 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。</p> <p>第10条の3 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 第3条4項 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>												
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第155条第1項 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 ・ 茅ヶ崎市支所及び出張所設置条例 (出張所の名称、位置及び所管区域) <p>第3条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">位置</th> <th style="text-align: left;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所</td> <td>藤沢市辻堂二丁目2番14号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市役所香川駅前出張所</td> <td>茅ヶ崎市香川五丁目3番17号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所</td> <td>茅ヶ崎市浜見平11番1号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂二丁目2番14号	茅ヶ崎市全域	茅ヶ崎市役所香川駅前出張所	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	茅ヶ崎市全域	茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所	茅ヶ崎市浜見平11番1号	茅ヶ崎市全域
名称	位置	所管区域											
茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂二丁目2番14号	茅ヶ崎市全域											
茅ヶ崎市役所香川駅前出張所	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	茅ヶ崎市全域											
茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所	茅ヶ崎市浜見平11番1号	茅ヶ崎市全域											

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>												
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第155条第1項 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 ・ 茅ヶ崎市支所及び出張所設置条例 (出張所の名称、位置及び所管区域) <p>第3条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">位置</th> <th style="text-align: left;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所</td> <td>藤沢市辻堂二丁目2番14号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市役所香川駅前出張所</td> <td>茅ヶ崎市香川五丁目3番17号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所</td> <td>茅ヶ崎市浜見平11番1号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂二丁目2番14号	茅ヶ崎市全域	茅ヶ崎市役所香川駅前出張所	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	茅ヶ崎市全域	茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所	茅ヶ崎市浜見平11番1号	茅ヶ崎市全域
名称	位置	所管区域											
茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂二丁目2番14号	茅ヶ崎市全域											
茅ヶ崎市役所香川駅前出張所	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	茅ヶ崎市全域											
茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所	茅ヶ崎市浜見平11番1号	茅ヶ崎市全域											

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>												
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方自治法第155条第1項 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>・ 茅ヶ崎市支所及び出張所設置条例 (出張所の名称、位置及び所管区域)</p> <p>第3条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="312 663 1540 846"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所</td> <td>藤沢市辻堂二丁目2番14号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市役所香川駅前出張所</td> <td>茅ヶ崎市香川五丁目3番17号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所</td> <td>茅ヶ崎市浜見平11番1号</td> <td>茅ヶ崎市全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂二丁目2番14号	茅ヶ崎市全域	茅ヶ崎市役所香川駅前出張所	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	茅ヶ崎市全域	茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所	茅ヶ崎市浜見平11番1号	茅ヶ崎市全域
名称	位置	所管区域											
茅ヶ崎市役所辻堂駅前出張所	藤沢市辻堂二丁目2番14号	茅ヶ崎市全域											
茅ヶ崎市役所香川駅前出張所	茅ヶ崎市香川五丁目3番17号	茅ヶ崎市全域											
茅ヶ崎市役所ハマミーナ出張所	茅ヶ崎市浜見平11番1号	茅ヶ崎市全域											

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市役所市民窓口センター設置規則を廃止する規則 (令和5年12月22日公布 茅ヶ崎市規則第48号)</p> <p>茅ヶ崎市役所市民窓口センター設置規則(平成3年茅ヶ崎市規則第48号)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 茅ヶ崎市事務分掌規則(平成14年茅ヶ崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第27条」を「第26条」に、「第28条～第31条」を「第27条～第30条」に改める。</p> <p>第8条第2項第5号中「、第20条第2項及び第21条第2項」を「及び第20条第2項」に改める。</p> <p>第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。</p> <p>3 茅ヶ崎市財務規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第14号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1市民課の項中「及び市民窓口センター」を削る。茅ヶ崎市役所市民窓口センター設置規則を廃止する規則について(令和6年4月1日施行)において1の規則は廃止</p> <p>上記規則の施行により、前年度この欄に記載のあった次の2つの規則について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●茅ヶ崎市役所市民窓口センター設置規則は廃止となりました。 ●茅ヶ崎市事務分掌規則から(第21条 市民窓口センターについて記された箇所)は削除され、旧第22条が第21条に繰上されました。

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (情報提供用個人識別符号の取得)</p> <p>第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得することができる。</p> <p>2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号(当該取得に関し割り当てられた番号であって、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、機構(第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあつては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構)を通じて内閣総理大臣に対して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</p> <p>第13条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>・ 住民基本台帳法</p> <p>附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄</p> <p>第3条2項 市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(次条及び附則第五条において「第十号施行日」という。)前においても、新住民基本台帳法第十七条(第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。)及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 第8条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。 ・ 住民基本台帳法 第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるようにつとめなければならない。 ・ 戸籍法 第3条 法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するにあたりよるべき基準を定めることができる。

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	